

地方公共団体等からの主要要望事項について

令和 4 年 9 月

※本資料は第 57 回審査会（令和 4 年 8 月）以降現時点までに、
文部科学省に寄せられた要望のうち、主な項目の概要をまとめたものである。

1. 最高裁判所の決定を受けての対応

- 確定判決を踏まえ、改めて被害の実態調査・評価を行い、中間指針等を速やかに見直すこと。（群馬弁護士会会長声明、仙台弁護士会会長声明）
- 確定判決の内容や原子力損害賠償紛争解決センターでの和解や打ち切りの事例等について、早急に具体的な調査・分析を進展させること。（南相馬市、福島県原子力損害対策協議会）
- 多くの被害者に共通する損害については、類型化による中間指針への反映によって迅速、公平かつ適正に賠償がなされるべきとの考えの下、福島県等の現状や判決の具体的な分析を踏まえた上で、混乱や不公平を生じさせないように中間指針の見直しを含め適切に対応すること。（南相馬市、福島県原子力損害対策協議会）

2. 被害者への賠償

- 旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の不動産について、避難指示を受けた期間は 5 年 5 ヶ月と長期に及んでおり、6 年経過した地域と何らかわるものではなく、全損評価による賠償をするべき旨を中間指針等に明示すること。（南相馬市）
- 特定避難勧奨地点の避難費用及び精神的損害の対象期間について、終期が解除から 3 ヶ月とされており、他の区域と比べ著しく期間が短いことから、他の区域に準じ、期間を延長すること。（南相馬市）
- 晩発性の放射線障害について、あらかじめ因果関係の立証の基準について議論を深め、被害者の救済に資するよう配慮を行うこと。（福島県南相馬市）
- 営業損害賠償について早期に業種別（商工業、農林業、漁業）の営業損害賠償の基準を見直し、平準化するよう東京電力を指導する

こと。(大熊町商工会)

- 被災地域の住民帰還や新規顧客獲得により原発事故前の利益が確保できる状況に至るまでの営業損害賠償の継続について東京電力を指導すること。(大熊町商工会)

3. ALPS 処理水の処分に係る風評対策

- 審査会も含め、国においては、基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等により福島県の現状把握をこれまで以上にしっかりと行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。(福島県原子力損害対策協議会)

4. 消滅時効への対応

- 営業損害や風評被害を含む原子力災害に関する全ての損害について、消滅時効を援用せず、かつ、完全な賠償が果たされるよう東京電力に対し強く指導するとともに、被害者に対して責任を持って迅速かつ十分な支援を行うこと。(全国都道府県議会議長会)
- 全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、中間指針に明記されていない損害への対応を含め、「第四次・総合特別事業計画」に明記したとおり将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。また、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知や、更なる法制度の見直しも含め必要な対応を行うこと。(福島県原子力損害対策協議会)